

令和7年11月14日

各位

いわき信用組合
理事長 金 成 茂

業務改善命令に対する業務改善計画書の提出について

当信用組合は、令和7年10月31日付業務改善命令に基づき、本日、金融庁に「業務改善計画書」を提出いたしました。

当信用組合は、令和7年6月30日付で東北財務局へ提出した業務改善計画書に基づき実施いたしました継続調査により、新たに反社会的勢力への資金提供、当局検査や報告命令に対して事実と異なる回答や報告を行っていた等、極めて不適切な事案が明らかとなりました。

これら一連の不祥事件により、これまで当信用組合を信頼しお取引いただいていた組合員並びにお客様、地域の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当信用組合は、2度にわたる業務改善命令を厳粛に受け止め、本日改めて提出しました業務改善計画を役職員一丸となって着実に実行してまいります。各種取組については不断の見直しも行い、相互扶助を理念とする協同組織金融機関として、職員のみならず、組合員並びにお客様、地域の皆様の声に真摯に耳を傾け、これからも地域を支える金融機関としての役割を果たしてまいります。

今回改めて提出いたしました「業務改善計画書」の概要は以下のとおりです。

業務改善計画

当信用組合は、第三者委員会の調査結果、特別調査委員会の調査結果、内部調査及び当局検査結果により、令和7年5月29日に続き、令和7年10月31日に行政処分（業務改善命令、業務の一部停止命令）を受けましたことを極めて厳粛に受け止め、一連の不祥事件（今回新たに判明した不祥事件を含む。）に係る経営責任の明確化を進め、反社会的勢力との関係遮断を直ちに実行するとともに、経営管理態勢、法令等遵守態勢、内部管理態勢及び内部監査態勢を改善・強化に全力で取り組んでまいります。そのため、令和7年6月30日付で東北財務局に提出いたしました業務改善計画につきましては、これまでの本業務改善計画の進捗状況、今回の当局検査結果及び業務改善命令を踏まえ、以下のとおり見直します。

当信用組合は、令和7年6月13日付で経営体制を大幅に刷新し、旧経営体制下での異常なまでの上意下達文化や心理的安全性が欠如していた企業風土の抜本改革を進めており、役職員が常に法令等遵守を念頭に置いて職務にあたることを徹底し、組合員並びにお客様本位の業務運営態勢の構築に努めているところであります。既に外部より招聘した常勤理事及び非常勤理事の経営参画をはじめ、外部有識者で構成する経営監視委員会を設置しましたが、今後も外部の専門的知見や助言を積極的に取り入れながら、当信用組合の経営・業務の改善を進めてまいります。

当信用組合といたしましては、今回見直しました業務改善計画（以下「本計画」。）を組合員並びにお客様、地域の皆様からの信頼を一日でも早く回復するための再出発点と位置づけ、役職員が一丸となって本計画の達成に取り組んでまいります。また、本計画につきましては、今後の業務改善の状況に応じて不断にブラッシュアップしてまいります。

※ 今回の業務改善命令を受けて新たに策定した施策につきましては、表題に「●」印を記載しております。また、既存施策（6月30日付業務改善計画）につきましても、その後の進捗状況を踏まえた見直しと、今回の業務改善命令を受けた施策の強化・見直し（該当項目には表題に「○」印を記載しております。）を行っております。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）

（１）旧経営陣の経営責任への認識及び方針

当信用組合では、前会長の役員在任期間が長期化するにつれて権限が集中し、その結果、異常なまでの上意下達が行き、心理的安全性が欠如した企業風土となるとともに、役員間の相互牽制も機能不全に陥り、ガバナンス機能の発揮を欠く状況にありました。こうした背景のもと、経営トップ主導による一連の不祥事件の発生と、長期に亘る隠蔽及び当局への事実と異なる報告を行うに至ったものと認識しております。

今後、お客様並びに組合員の皆様、地域の皆様からの信頼を回復するよう、令和7年6月13日に経営体制を刷新しており、一連の不祥事件および虚偽報告・虚偽答弁に関与した旧経営陣に対しては、次のとおり、当信用組合としての処分及び民事・刑事における責任追及を行う方針です。

（２）役員退任慰労金の不支給及び返還請求

令和6年10月の不祥事件発覚時の常勤役員9名のうち、一連の不祥事件の事故者に該当する8名が令和7年7月までに辞任しており、役員退任慰労金を全額不支給としております。（令和6年11月に元会長、令和7年6月に元理事長・元専務理事・元常勤理事2名・常勤監事、令和7年7月に常勤理事2名が辞任）

また、今回の不祥事件発覚以前（令和6年10月以前）に退任し、第三者委員会及び特別調査委員会の調査等により一連の不祥事件に関与していたことが判明した旧経営陣については、経営責任追及のため支給済の役員退任慰労金全額の返還請求を行う方針であり、弁護士に依頼し準備を進めております。

（３）旧経営陣に対する民事責任の追及 ○

第三者委員会調査において判明した不祥事件においては、甲事案、乙事案および丙事案において旧経営陣の善管注意義務違反が認められ、それに伴う損害賠償請求を提訴する方針としております。

さらに、このたびの特別調査委員会調査、組合内内部調査及び当局検査により判明した不祥事件に関与していた旧経営陣に対しても、同様に善管注意義務違反が認められる事案があることから、これらを追加したうえで、令和7年内の損害賠償請求訴訟の提起を目指し、弁護士に依頼して準備を進めております。

（４）旧経営陣に対する刑事責任の追及 ○

第三者委員会調査において判明した不祥事件における甲事案については、旧経営陣が背任罪、有印私文書偽造及び同行使、証拠隠滅罪等に該当する可能性がある事案と認識しており、刑事告訴の準備を進めておりました。

さらに、このたびの特別調査委員会調査、組合内内部調査及び当局検査により判明した不祥事件においては、旧経営陣が背任罪等に該当する可能性がある事案が認められております。

これらに関与していた旧経営陣に対しては、刑事告訴を行うため弁護士に依頼して告訴の準備を進めながら、捜査当局にも相談しております。

（５）今回の業務改善命令を踏まえた現経営陣の経営責任の明確化 ●

当信用組合は、第三者委員会により判明した不祥事件等を踏まえ、6月13日に発足した新経営体制では、役職位に応じて年額5～30%の役員報酬カットを実施しておりますが、今回の行政処分（再度の業務改善命令、業務の一時停止処分）を厳粛に受け止め、今後、不祥事の再発防止に責任をもって取り組むにあたり、責任の所在を明確にするため、以下の通り役員への懲戒処分を実施します。

理事長	減俸	役員報酬月額 50%×3ヶ月
常務理事	減俸	役員報酬月額 10%×3ヶ月
常勤理事	減俸	役員報酬月額 10%×3ヶ月
常勤監事	減俸	役員報酬月額 10%×3ヶ月

また、今回の特別調査委員会調査、組合内部調査及び当局検査により判明した不祥事件等において、現経営陣の関与について調査した結果、従属的な立場にあったとはいえ、融資決裁権限者である旧役員からの指示のもと、反社認定が必要な法人に対する不適切な融資案件に関わっていた事実が認められた常勤理事が辞任いたしました。その他、大口融資先の不適切な融資に関わっていた事実が認められた常勤理事については、職務責任の所在を明確にするため、懲戒処分の追加（減俸 役員報酬月額 30%×3ヶ月）を実施します。加えて、今後の更なる内部調査により新たな事実が認められた場合は、速やかに厳正な対応を行ってまいります。

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（第三者により検証する態勢の整備を含む）

（１）特定の経営トップによる在任期間の長期化防止

当信用組合では、元会長の在任期間が長期化するなか、元会長に権限が集中することとなり、他の常勤理事による相互牽制、常勤監事による監視監督機能が十分機能せず、事実上ガバナンス態勢が欠如していた反省を踏まえ、以下の対応を実施し、適切なガバナンス態勢を構築してまいります。

① 会長制の廃止

令和7年6月13日開催の総代会にて会長制を廃止する定款の変更を決議し、令和7年7月24日付で東北財務局より定款変更の認可をいただきました。

② 常勤役員の定年制の厳格運用及び理事長職の在任期間の制限

常勤役員の定年については、これまで理事会の承認があれば定年延長が可能となっておりましたが、今後はこれを廃止し、特定の常勤役員が長期に在任する温床とならないよう対応いたします。また、経営トップの長期在任を回避する観点から、理事長の在任期間を6年に制限することを定款に定め、令和8年6月の通常総代会に上程いたします。

(2) 理事定数の削減、常務理事の外部招聘、非常勤理事の増員及び有識者招聘による牽制機能の強化

当信用組合の理事定数については、令和7年6月13日開催の総代会において6～9名とすることを決議いたしました。

また、同日に発足した新経営体制においては、常勤理事を5名体制とし、理事会におけるガバナンス機能及び牽制機能の強化を図るべく、信用組合の系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会（全信組連）より、常務理事（コンプライアンス統括部担当）を招聘し、非常勤理事についても、新たに有識者2名（公認会計士、社会保険労務士・中小企業診断士）を招聘して非常勤理事を4名体制に増員いたしました。今後の役員改選にあたりましても、専門的な知見を有する外部人材の招聘を積極的に検討してまいります。

(3) 執行部による合議体制の徹底

当信用組合は、これまでの経営トップによるトップダウン体制が再び構築されることを防止するため、業務運営に係る重要事案は、執行部、常勤監事、執行役員、本部部長が出席する常務会で報告・審議のうえ、理事会に上程する態勢を厳守いたします。常務会では、執行役員や本部部長にも自由闊達に意見してもらう等、より深度のある議論を行ったうえで結論を出し、その結果を理事会に上程することを徹底してまいります。

(4) 適切な理事会運営体制の構築（理事会への報告事項、議決事項等の見直し、報告・説明内容の充実）

理事会運営においては、最終的な承認を求めるだけでなく、専門的な知見を有する非常勤理事から当信用組合の取組施策に対するご意見をいただき、深度ある議論・協議が行われており、当信用組合の経営に多面的な視点を反映させ、ガバナンスが適切に機能する透明性の高い経営に努めております。

今後はさらに、理事会における当信用組合の業務執行状況の報告事項及び説明内容の充実を図り、深度ある議論・協議を行ってまいります。

(5) 経営陣・幹部職員による定例会議「朝会」の目的、運営ルールの明確化

経営陣及び幹部職員の情報交換の場として「朝会」を開催しておりますが、前経営体制下までは重要事項の議論・意思決定等も行われることがあり、組織運営における朝会の位置付けや、意思決定機関である常務会及び理事会との関係が不明確となっておりました。

朝会は、常勤役員と幹部職員間での情報共有、コミュニケーション構築を行

う日常的なミーティングの場としては有用であり、今後も継続して実施してまいります。重要事項の議論及び意思決定については、規程に則り、常務会、理事会にて行うことを徹底いたします。

(6) 監事による経営監視機能の強化

① 常勤監事と非常勤監事との連携強化

一連の不祥事件については、当時の常勤監事も関与していたことから、常勤監事の独立性確保が十分ではありませんでした。こうした反省を踏まえ、常勤監事の独立性を確保し、権限強化および執行部や監査部との情報共有体制の強化を徹底してまいります。

また、常勤監事と非常勤監事とのコミュニケーションと情報共有を活発化させ、理事の職務執行に対する監視機能・牽制態勢の強化を図ってまいります。

② 常勤監事と内部監査部門（監査部）との連携体制の構築

当信用組合では、これまで監査部と常勤監事との間で監査部監査の結果や監査を通じて把握した各部店の情報を共有・報告することを義務付けておりませんでした。今後は、月1回以上、常勤監事と監査部においてミーティングを開催し、監査で把握した情報や問題等を速やかに共有するとともに、常勤監事を通じて非常勤監事とも適時共有してまいります。

③ 常勤監事による監事監査の計画的な実施及び監査内容の充実

常勤監事による監査を計画的に行い、理事による職務執行状況の適切性を監査し、執行部に対する報告と改善要請を行うことを徹底いたします。また万が一、問題が発生した部店には随時監査を行ってまいります。

なお、監査にあたっては、人間関係を含めた職場環境、所属長等のマネジメント力（部下の評価等）も確認する等、内容の充実を図ることで各部店が内包する潜在的なリスクや課題の発見・実態把握に努め、執行部への改善指導に繋げてまいります。

④ 常勤監事の職務執行状況の検証及び牽制機能強化

常勤監事の機能を向上させるため、常勤監事の職務執行状況については、監事会に報告することを徹底し、非常勤監事による牽制強化を図ってまいります。

また、全国信用組合監査機構が行う監査において、常勤監事の職務執行状況と執行部に対する牽制機能の発揮状況について確認を受け、適宜指導を受けるとともに、「経営監視委員会」にも取組状況を報告し、外部の目による評価・検証及び牽制態勢を確保し、監事による経営監視機能の向上に役立ててまいります。

(7) コンプライアンス委員会のあり方の見直し

当信用組合では、コンプライアンス態勢の把握・評価、コンプライアンス関

係事案の防止策対処策等の検討・評価等について協議を行うことを目的に、コンプライアンス委員会を設置しておりました。しかし、実態として形式的な開催に留まっていたことから、運営方法の見直しを行ってまいります。

具体的には、新設したコンプライアンス統括部において、研修の実施状況・成果の報告を行う等、全組合的なコンプライアンスへの取組の進捗状況を管理・報告することで、同委員会の有効性の確保を図ってまいります。

(8) 有識者による経営状況（本業務改善計画の履行状況を含む）の検証・評価及び積極的な情報開示の実施 ○

経営陣の業務執行体制の監視を強化するとともに、リスク情報等が必要な手続きを経て理事会に上程・報告が行われ、その内容が当信用組合の業務執行に活かされているか等、多面的な視点から組合経営の検証評価を行うため、「経営監視委員会」を設置いたしました。

同委員会は、弁護士2名、公認会計士、地元の経済界、行政の分野における有識者の5名で構成し、令和7年9月30日に第1回目の委員会を開催いたしました。（当面年4回（四半期毎）開催してまいります。）

また、今後の本業務改善計画の履行状況及び「経営監視委員会」の開催状況（議論概要を含む）については、当信用組合のホームページに掲載し、不祥事案の再発防止にかかる取り組みの進捗状況を組合員並びにお客様、地域の皆様に発信することにより、当信用組合の経営状況の透明化に努めてまいります。

(9) 総代からご意見を伺う機会の拡大

今後、当信用組合の経営に総代のご意見や知見をより反映していくよう企業経営等に知見のある総代（5名）で構成する「経営懇話会」（仮称）を設置いたします。同会議は、原則年2回開催し、今後の当信用組合の経営についてご意見を伺うほか、当信用組合の経営の現状等について報告してまいります。

(10) 会計監査人による会計監査への適切な対応

第三者委員会の調査報告書では、「会計監査人から依頼された資料の内容や日々のコミュニケーション結果を基に、監査対象が適切に設定されているかどうかを批判的に検討し、時には会計監査人に提案をしたり議論したりすることによって、双方に緊張感のある関係を構築する」よう提言をいただいております。今後は、会計監査人への提出資料の記録保存を確実に行之、議論の内容については、常勤監事を含む経営陣等が適宜確認・検証し、必要に応じて会計監査人と深度ある議論を行っていく体制を構築してまいります。

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立（コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底）

（１）理事長による経営改革の断行、不祥事件等の根絶に向けた強いメッセージの定期的発信

理事長より、経営改革、不祥事件の再発防止、ハラスメントの根絶に向けた決意等のメッセージは、令和7年6月28日に実施した役職員大会をはじめ、組合内の会議等の場において発信しております。今後もミーティング等、適切なタイミングでメッセージを発信することで、全役職員の法令等遵守および反社会的勢力遮断の意識向上を図り、企業風土の変革を経営トップとして牽引してまいります。

（２）コンプライアンス推進態勢の強化

従来、監査部に内包されていたコンプライアンス推進機能の強化を図るため、コンプライアンス統括部を令和7年6月に新設いたしました。同部は、全信組連より招聘した常務理事の所管とし、組織内でのコンプライアンス推進を牽引してまいります。

コンプライアンスにかかる内部態勢の管理・検証にあたっては、各部店（一次部門）、コンプライアンス統括部（二次部門）、監査部（三次部門）による「3線管理体制」を構築することで、牽制機能の強化を図ってまいります。

（３）コンプライアンスプログラム、反社会的勢力対応に関連する規程等の見直し ○

当信用組合のコンプライアンスプログラムについては今後、規程要領に準拠した事務遂行等、金融機関として求められる基本的な事項を含め、全組合的にコンプライアンスの取り組みを推進できるよう、後述のコンプライアンスマインドの醸成、教育プログラムの設定等を行ってまいります。

また反社会的勢力対応につきましては、関連する規程等について実践的な内容への見直しを図ることで、役職員の理解力向上と正しい判断力を育成してまいります。

（４）全役職員のコンプライアンスマインドの醸成（再教育）

コンプライアンスマインド向上に向けたこれまでの取り組みでは十分でなかったと認識しており、今後は、不正の兆候に対するリスク感度を高める等、コンプライアンスに対して全組合的に取り組むため、令和7年6月に新設したコンプライアンス統括部および総務部が主体となり、以下の取り組みを実施してまいります。

- ① 役職員の階層別のコンプライアンス教育プログラムの設定
- ② 各部店単位でのコンプライアンス勉強会の実施
- ③ 一般社団法人全国信用組合中央協会（全信中協）主催の研修受講
- ④ 役職員のコンプライアンスマインドのモニタリング（理解度確認）

- ⑤ 役職員のコンプライアンスマインドの醸成状況の人事考課への反映
- ⑥ 法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施 ●

⑥につきましては、今回の業務改善命令に従い、令和7年11月17日（月）から12月16日（火）の期間を活用し、全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施するものです。法令等遵守態勢に知見のある外部専門家を講師として招き集中的に研修を開催いたします。

一連の不祥事件は旧経営陣が主導したものとはいえ、他の役職員においてもそれらの不正や旧経営陣からの不適切な指示に盲従していた状況も認められていることから、組織全体の風土の改善をはじめ、法令等への理解や遵守意識の向上を図り、不正の兆候に対するリスク感度を高めていき、不祥事の再発防止と役職員間の相互監視能力の向上に資するものいたします。

また、上記期間における研修終了後においても、金融法務や内規違反に関する意識向上を維持していくために、外部講師による研修を定期的に継続してまいります。

（５）不祥事件等に対する公正・厳正な処分の徹底と職員への周知

今回の一連の不祥事件においては、監査部や常勤監事による調査が行われない等、内部での調査態勢が十分に機能しておりませんでした。こうした反省を踏まえ、不祥事件が発生した場合、事案の内容に応じて監査部、コンプライアンス統括部、常勤監事による内部調査を適時適切に行うとともに、事故者に対しては、顧問弁護士に相談のうえ、刑事告訴及び就業規則に基づく処分を厳正に行うことを徹底してまいります。

また、ハラスメント事案が発生した場合、被害者の保護等を適切に行ったうえで、内部調査を行い、顧問弁護士に相談のうえ、就業規則に基づく処分を厳正に行ってまいります。万が一、役員によるハラスメント行為が発生した場合は、監事による適正な調査を実施するとともに、調査結果については理事会に報告し、理事会において当該役員を厳正に処分することを徹底いたします。

（６）役職員が不祥事等について安心かつ躊躇なく相談・通報できる相談窓口の構築 ○

当信用組合の内部通報・相談窓口については、コンプライアンス統括部担当役員（全信組連出身の常務理事）を新たに任命したほか、全信中協が設置している信用組合役職員向けの公益通報等相談窓口の利用も周知し、役職員がより安心かつ躊躇なく相談・通報できる体制を構築いたしました。

さらに今後、当信用組合と利害関係のない法律事務所を窓口とする外部通報制度も構築することで、相談や不正および反社に関する情報に関して、役職員が心理的安全性を確保したうえで通報できる体制を整備いたします。

(7) 企業風土の再構築

旧経営陣における異常な上意下達文化の根絶、役職員の心理的安全性確保、風通しの良い職場環境の構築のために、下記事項について検討・実施してまいります。こうした取り組みにより、役職員が安心してお客様本位の業務運営を行えるよう努めることで、地域金融機関として求められる金融仲介機能を十分に果たしてまいります。

- ① 理事長と職員(階層別又は部店別)による座談会(双方向の意見交換会)の定期開催
- ② 所属長による所属職員への 1on1 ミーティングの定期実施
- ③ 外部業者を活用した法令等遵守に係る無記名アンケートの実施
- ④ 経営陣との匿名式チャットミーティングの継続開催(職場への不満やその改善策の提案等を直接聞く)
- ⑤ 部下に対する業績達成等に向けた不適切な圧力・プレッシャー等の禁止徹底

(8) 特定の役職員による人事権掌握の防止

人事施策について、上意下達の風土やパワーハラスメントを防止するため、職員の処遇・異動先決定にあたり、特定の役職員の恣意性が入らないよう、全常勤理事による合議を経て決定することを徹底し、職員の処遇決定等に対する組織内での検証・牽制体制の構築を図ってまいります。

(9) 若手・中堅職員による「いわしん再生・改革プロジェクト」の創設

当信用組合の企業風土改革を進めるには、若手・中堅職員からの意見・提案を真摯に受け止め、これを実行していくことも非常に重要であると認識しております。こうした認識のもと、若手・中堅職員を構成員とする「いわしん再生・改革プロジェクト」を令和7年8月に創設いたしました。同プロジェクトでは、組織風土の改革に留まらず、業務面での改善等、多岐にわたって理事長に意見・提案してもらい、理事長は、これを真摯に受け止め、施策に適切に反映してまいります。

(10) 職員の職場離脱及び長期在籍職員の人事ローテーションの実施

不祥事件の隠蔽や発覚逃れの対策として、職員の職場離脱及びその間における業務取扱状況の検証を徹底し、新たな事案の発生防止に努めてまいります。また、長期在籍の職員(期間5年以上)については、優先して人事異動を実施してまいります。

(11) 役職員による利益相反行為の防止 ●

一連の不祥事件においては、他社との業務委託契約の締結にあたり、同社への再就職が予定されていた旧役員が常務会議事録を改竄したうえで、当該契約を締結していた利益相反行為が判明しております。

常務会および理事会等の議事録につきましては、記載内容の堅確化を図る

ためのチェック機能強化を図ってまいります。また、経費を所管する経理部は、新規取引による費用支出が発生した際は、常務会議事録または稟議書に加え、当該契約書の双方を確認し、取引の正当性・妥当性について検証することとします。さらに、契約印を所管する総務部は、印章使用簿によって申請があった費用支出の伴う契約書については、当該契約書の検証と保管を行う二重チェック態勢とすることで、利益相反行為の防止を図ってまいります。

4. 内部管理態勢の確立（融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）

当信用組合は、内部管理態勢の不備が不祥事件に繋がったとの認識のもと、融資管理態勢の確立や厳正な事務処理の徹底、相互牽制態勢の確立を図ることで不祥事件の再発防止に努めてまいります。また、取り組みの進捗状況については、経営監視委員会及び全国信用組合監査機構監査において、取り組みの妥当性や十分性の確認を受け、必要な指導助言を受けることにより、検証態勢を強化してまいります。

（1）内部規程に則った融資審査、事務取扱の徹底

① 融資審査、決裁手続きの適正な実施

当信用組合では、これまでの経営トップによる上意下達を排したところであり、今後の融資案件の取扱いにあたっては、融資審査関連規程を遵守し厳正な審査を行ってまいります。また、大口融資案件（融資申込額1億円以上）については、常務会の審議決定を経て、理事会に上程、理事会では、専門知見のある非常勤理事、企業経営者である非常勤理事を交えた審議を厳正に行い、その可否を決定してまいります。

② 大口化の抑制

今回発覚した特定の大口融資先に対する迂回融資等については、同先への融資額が当信用組合の業容に比して多額となるなか、同先の破綻による当信用組合への影響を回避するために追加融資せざるを得ない状況に陥ったことが背景にあったと認識しております。現在、大口融資案件の審査にあたっては、常務会および理事会での十分な議論を経てその可否を決定しており、今後、こうした当信用組合の業容等に比して過大な大口融資を行うことがないよう適正な手続きと厳正な審査および既存融資先に対するモニタリング機能の強化を図ることを徹底してまいります。

③ 事務管理部による営業店事務指導の実施

融資事務の処理が適正に行われるよう事務管理部による営業店指導を強化し、事務の堅確化を図ってまいります。

(2) 不正融資および不適切融資の再発防止等

今回発覚した不正融資および不適切融資については、今後の再発防止に向け以下の対応を実施してまいります。

① 債権書類の現物精査、融資事務取扱状況のチェックの徹底（本部による集中管理、システム導入）

当信用組合では、令和6年11月に債権書類管理システムを導入し、全ての融資案件に係る債権書類一式（借入申込書、決算書、印鑑証明書等）を融資部にて一括管理する体制に変更いたしました。融資部が、営業店から提出される債権書類を電子化登録する際に、稟議書と書類との整合性の検証、債権書類の精査を一括して実施することにより、今後の不正融資事案（必要書類が不足した状態での融資実行等）の再発防止に期する体制を構築いたしました。

② 融資実行後の債務者への実行案内の郵送化

当信用組合では、これまで融資実行に伴う債務者への実行案内（返済予定表等の交付）を営業店の判断によって職員が債務者に直接手渡す方法が容認されておりました。このため今後は、外部業者に委託のうえ、外部委託先から債務者に一律郵送する扱いに変更することにより、債務者に融資を借り入れた事実を確実にお知らせすることとし、令和7年9月発送分より運用を開始いたしました。

③ 役職員による書類の代筆防止 ○

発覚した不正融資事案では元職員による申込書類等の代筆行為が認められており、これらの再発防止のために役職員全員に文字・数字の自筆を届出させることで牽制機能の強化とチェック能力の向上を図ってまいります。

④ 顧客情報登録事務の厳格化 ○

住所、連絡先、生年月日など顧客情報の登録事務が正確に行われないことにより、顧客本人に対する連絡や通知による不正発覚が回避されることを防止するため、営業店が登録した顧客情報の内容については事務管理部においても再検証する態勢を整えております。今後においてもこの厳格な態勢を維持するとともに、さらなるブラッシュアップを図ってまいります。

⑤ 本人口座への融資実行の徹底について ○

融資実行時における融資金の入金口座を、本人口座に限ることを規程化し、原則的に例外を認めないことといたします。規程には事務手続手順についても具体的に禁止事項を盛り込むことで、不正融資の再発防止策を講じてまいります。

⑥ 定期性預金担保の取扱い ●

一連の不祥事件における不正融資では、定期性預金担保融資が含まれていたことが認められております。定期性預金担保融資の是非については検討が必要であると認識しており、より厳格な規程整備を含め慎重に対応方針を協議するべきと認識しております。

⑦ 融資申込人及び連帯保証人予定者の本人確認書類の取扱い ●

営業店がお客様より提示を受けた本人確認書類について、本人の借入意思あるいは保証意思に基づく融資申込であることを融資審査部門が確認するために、申込の際の必要書類と位置づけし、新規先・既存先を問わず、稟議時の提出義務化を前提とした規程化を図ってまいります。

⑧ 期跨ぎ融資・協力融資の再発防止 ●

一連の不祥事件における「期跨ぎ融資・協力融資」事案においては、顧客に依頼したうえで、顧客に実需のない融資を実行し、短期間で返済を受けていた事例が認められております。

これらの取引は、旧経営陣による貸出金増強に向けた指示等に対して、営業店が業績確保を図るための目的で行われたものであり、正常な取引慣行に反する不適切な取引であると認識しております。そのため今後、役職員の関係法令等の理解を深め、常に法令等遵守を念頭に置いて営業活動を行うことを徹底してまいります。

⑨ 水増し融資の再発防止 ●

融資申込時における資金用途を説明できる資料の提出や、融資後の資金管理に関して、営業店での管理に加え、融資審査部門への提出および報告の厳格化を図りチェック機能を強化いたします。また、不動産取得時の担保評価方法についても厳格化を図り、融資申込額の妥当性についても検証したうえで審査を行います。

⑩ 出資金の流用を前提とした融資の再発防止 ●

出資金の申込受付時には、営業店ならびに総務部のダブルチェック態勢により直近の融資取引状況について調査および検証していく態勢を構築し、再発防止のための牽制機能を発揮してまいります。

⑪ 犯罪収益移転防止法の遵守態勢について ●

一連の不祥事件における不正融資では、犯罪収益移転防止法に抵触する事案が認められております。マネーロンダリング防止をはじめ不正融資の再発防止の観点からも、法令遵守を徹底することために以下の取り組みを行ってまいります。

ア. 法令の要件を営業店の担当者が即座に理解・実践できる水準にまで具体的に落とし込んだマニュアルの整備を行います。その中において

て、「疑わしい取引」の判断基準や「取引時確認」で確認すべき書類や手順を詳細に示します。

- イ. 2百万円超の現金入出金及び両替や10万円超の現金振込の取引時確認における「取引時確認済みの確認」の運用を極小化し、顧客に対し本人確認書類の提示を求め確認することを徹底し、なりすまし取引を防止いたします。一方で、口座開設時、融資取引時においては例外なく本人確認書類提示を義務付け致します。
- ウ. システム監視の預金口座の取引振りに関する「疑わしい取引」以外の顧客属性や行動に違和感がある事案については、窓口担当者は感度を高くし漏れなく役席者に報告を行い、届出の必要性を検討いたします。
- エ. 法令違反やその兆候を発見・是正するために内部通報制度の活用を全役職員に周知いたします。

(3) 自己査定基準の見直し（小口債権の定義見直し）○

自己査定の対象先にかかる抽出基準について、これまで総与信額に基づく査定対象は、総与信額50百万円以上（総与信額50百万円未満は簡易査定を実施）となっておりましたが、第三者委員会の調査報告書において、同基準は当信用組合の業容・収益水準を鑑みると合理性を欠いているとの指摘を踏まえ、令和7年3月末基準日より自己査定の対象を25百万円以上に変更いたしました。また、不正融資の防止および融資先のモニタリングの観点から、決算書未徴求先については「みなし赤字先」として自己査定抽出対象とする規程に変更いたします。

(4) 印章・オペレーションカード管理及び金庫室入退室記録の徹底

第三者委員会の調査報告書においては、横領事件の発生原因として、印章やオペレーションカード等、重要備品や書類の管理が杜撰であったことが指摘されております。このため、稟議等の決裁にあたり必要となる部店長印や検印の保管について管理の厳格化を図るほか、通常と異なる取引を行う際に担当者及び検証者が使用するカードの管理方法及び使用権限を見直し、同一人物が操作・承認することを防止いたします。

また、金庫室への入室についても、職員が単独で入室可能な体制であったことが不祥事件発生の要因となっていたことから、鍵管理機や監視カメラの機能強化を図り、金庫鍵、カード類、現金管理の厳格化を徹底いたします。

(5) 事務ミス、内部規程に反する事務取扱、顧客からの苦情・相談の発生状況の把握と再発防止への対応徹底

金融機関の業務においては、軽微な事務ミスであっても、不祥事の発端となりうることを職員に改めて理解させ、事務ミスが発生した際には速やかに事務管理部に報告することを徹底いたします。また、事務管理部は、事務ミス等の原因分析を行ったうえで再発防止策を立案し、各部店への周知徹底を行ってまいります。

(6) 信用リスク管理態勢の強化 ●

① 与信先の関連先認定方法の見直しとグルーピング強化

一連の不祥事件においては旧経営陣が主導し、大口与信先グループに対する与信額が当信用組合の定める与信リミットに抵触することを回避するために行った不正融資事案、あるいは不正融資にて超過していた事案が認められました。

当信用組合では、平成 16 年に関連企業の認定基準を営業店に通知していましたが、同基準が規程化されていなかったことが、職員に対して周知徹底が図られず厳格な運用が行われなかった要因であると認識しており、当該認定基準の改善と規程化を図ることで再発防止策を講じてまいります。

② 不良債権の処理

融資管理態勢の確立には、不良債権の管理および処理を厳正に行っていく必要があると認識しております。不稼働資産の稼働化による収益効果を図る一方で、担保価値の下落による二次ロスを抑制する必要があり、極めて重要な業務と認識しております。それらを実現するために、不良債権の回収への「対処方針・アクションプラン」を組織決定し、個社別の対応について PDCA サイクルで管理し処理を促進してまいります。

一連の不祥事件における不正融資のうち、X1 社グループへの迂回融資や無断借名融資により流出した資金については返還請求を行う方針です。

また、反社会的勢力に関連した融資については、預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を活用することを前提といたしますが、他サービサーへの売却検討や担保物件処分なども視野に入れ 2 段階での対応をしてまいります。

なお、水増し融資先への対応については、通常の分割弁済を求めていく方針ですが、担保物件の処分も推進して早期回収を図ってまいります。

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保

当信用組合の内部監査部署である監査部は、「監査規程」及び「内部監査実施要領」に基づき実施する監査（内部監査）を通じて、各部店における内部管理態勢、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢及びリスク管理態勢の適切性・有効性を検証評価し、改善事項の提言・勧告を実施してまいりました。しかし、第三者委員会および特別調査委員会の調査報告書での指摘及び提言を受け、これまでの内部監査態勢においては、不祥事件の再発防止への有効性は十分ではなかったと認識しております。今後の監査部監査については、常勤監事及び監事会との監査結果等の情報共有及び連携を強化し、不祥事件の再発防止だけでなく、企業風土の改善に向けた各部店での進捗状況及び実態把握も行っていくため、以下の対応を実施してまいります。

(1) 監査部監査の実施時期・実施頻度の見直し

各部店に対する監査部監査は、これまで過去の監査実施時期と同時期に実施してきており、当該部店の職員が監査実施時期を安易に予測することができ的状态となっておりました。今後の監査部監査の実施時期は、抜き打ち的に実施するよう変則的に設定し、実施頻度も各部店の所管業務等に応じて内在する各種リスクや、前回監査結果、事務不備等の発生状況を評価検証のうえ決定してまいります。

(2) 監査部監査の監査内容及び監査方法の見直し ○

今後の監査部監査では、第三者委員会の調査報告書で指摘された印章、オペレーションカードの保管・管理の適切性の検証を徹底する等、不祥事件や事務不備の再発防止を念頭に置いて、監査手法・機能の見直し、充実・強化を図ってまいります。また、企業風土の改革状況を確認するため、監査対象部店の職場環境（人間関係を含む）や所属長等のマネジメント力（部下の評価等）も検証してまいります。

また、監査部監査の態勢強化においては、監査規程および監査項目について、内外環境の変化に伴う規程内容の陳腐化を防ぐため、毎年、規程や項目の見直しや追加を行い、不断にブラッシュアップを図ってまいります。

(3) 内部監査態勢の改善・強化の検証

本項目の内部監査態勢の改善・強化が適切に行われているかを定期的に自己評価し、理事会に報告し確認を受けるとともに、全信組連、経営監視委員会の評価を受けてまいります。

(4) 営業担当者の事務に対する検証強化 ●

営業担当者による不正やお客様とのトラブルの防止を図るために、現行の事務手続きをさらに堅確化するため、預かり物件の禁止事項の規程化、現金お届けに関する規程の厳格化を図ってまいります。

また、預金解約や取引店舗移管などのお客様から営業担当者に対して申し出があった手続きにおいても、内部管理者による検証を行いチェック態勢の強化を図ってまいります。

(5) 各部店の自主検査及び現金精査の見直し

各部店における自主検査（現金精査を含む、毎月1回実施）については、実施日及び検査実施者を変則的に設定し、実施日及び検査実施者を当該部店内の職員に実施直前まで認知されないよう対応いたします。また、ATM等現金取り扱い機器の現金精査についても対応を徹底してまいります。

(6) 強制職場離脱制度の所管部署の見直し ●

これまでは強制型職場離脱制度の所管を監査部としておりましたが、監査部は第3線の役割であるため、当該制度の所管を第2線である総務部に変更

し、監査部は総務部の管理・指導状況を確認する役割といたします。

Ⅱ 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

（１）承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪

一連の不祥事件における無断借名融資において、本人の承諾を得ずに開設された口座の名義人又はそのご家族の方々には、お詫び状を持参のうえ理事長以下役職員が個別に訪問して一連の経緯をご説明し謝罪させていただきました。

そのうえで、重ねてお詫びを申し上げるため、改めてお詫び状を郵送させていただきました。また、個別訪問の際に様々な事情により面談が叶わなかった方につきましては、ご家族の方への説明や不祥事に関する説明とお詫びの文書を郵送させていただきました。

無断借名融資により、多大なるご心配とご迷惑をおかけした皆様には、今後とも真摯に対応してまいります。

（２）全てのお取引先への説明及び謝罪

令和 7 年 6 月 12 日付で当信用組合ホームページに、無断借名融資についてのお詫びを掲載させていただきました。今後、順次、全てのお取引先に対し書面にてお詫びし、説明責任を適切に果たしてまいります。

Ⅲ 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

（１）第三者委員会の調査結果に対する認識

第三者委員会の調査報告書において指摘されたとおり、一連の不祥事件については、その全容の解明には至っていないと指摘を受けました。特に 8.5 億円～10 億円の使途不明金の真相究明が急務となりました。

また、旧経営体制における第三者委員会への調査協力姿勢については大変厳しい指摘を受け、これにより、顧客、地域住民、関係機関等の関係各位の信頼を大きく失墜いたしました。

（２）外部機関による継続調査の実施 ○

第三者委員会の調査結果を受け、新経営体制下において当信用組合から独立した客観性・中立性を担保した特別調査委員会を令和 7 年 6 月 30 日付で設置して継続調査を実施いたしました（令和 7 年 10 月 31 日付 調査報告書）。特別調査委員会による調査には、役職員が全面的に協力して、あらゆる情報・資料を搜索・提出し、また当信用組合が自身による内部調査も行ってきた結果、旧経営陣が引き起こした新たな不祥事件の存在を究明するに至りました。

(3) 更なる調査の実施について ●

当信用組合では、第三者委員会や特別調査委員会による調査及び当局検査等により、可能な限りの真相究明には至りました。しかし、新たに判明した不祥事件においては、旧経営陣に対する徹底した責任追及と、より適切な再発防止を講じるためにも、その詳細を調査することが必要な事案もあると認識しております。今後も、本部各部署、営業店が連携して継続した内部調査を実施してまいります。刑事告訴や民事提訴への影響も踏まえ、弁護士とも適宜協議・相談しながら対応してまいります。なお、捜査当局とも必要に応じて相談しながら対応してまいります。

IV 反社会的勢力等との取引解消と、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立 ●

反社会的勢力等との取引遮断は、当信用組合におけるコンプライアンス上の最重要課題と位置づけ、以下の改善策に取り組んでまいります。

なお、「反社会的勢力遮断への取り組みプラン」（令和7年11月14日に当信用組合ホームページ掲載）を別途策定のうえ取り組んでまいります。

(1) 反社会的勢力等との取引解消

① 警察、暴力追放運動センター等の機関および弁護士との連携強化

反社会的勢力等との取引の遮断にあたっては、警察当局、暴力追放運動推進センターおよび企業防衛対策協議会などの外部機関をはじめ、民事介入暴力対策に対応する法律事務所と契約し、弁護士と緊密に連携して取引解消を進めてまいります。

また、組合内においても、警察OBを招聘し顧問等として登用することで、反社会的勢力遮断の実効性を高めるとともに、役職員に対する反社会的勢力対応管理に関する指導の役割を与え、対策を講じてまいります。

② 暴力団排除条項の適用による取引解消

弁護士と協議のうえ暴力団排除条項に基づく預金及び融資取引の解消を推進いたします。特に、融資については預金保険機構の制度の活用（以下③）も含め、可能な限りの回収策を講じてまいります。

③ 特定回収困難債権買取制度（預金保険機構）の活用

早期の取引遮断を実現させるべく、預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を活用いたします。（令和7年11月中に該当債権の買取りを申請予定）

④ 反社会的勢力への法的対応策と通報窓口の設置

取引上において、反社会的勢力等からの恐喝や不当要求などの行為が発生した際に、機動的に法的措置を行える態勢を構築すべく、民事介入暴力事案の専門性が高い法律事務所と顧問契約を締結いたします。

また、反社会的勢力の属性情報や反社会的勢力と認定すべき者による不当行為に関する情報を、役職員が躊躇なく速やかに報告や相談を行えるため、同事務所を通報窓口指定いたします。

これにより、不当要求などの抑止力に加え、役職員間の相互監視機能を発揮や、心理的安全性の確保に寄与できるものと認識しております。

(2) 反社会的勢力等との取引の未然防止（入口対策）

① 経営トップによる意思表示

反社会的勢力等との一切の関係遮断を基本方針として定め、組合内外に明確に表明し、役職員に対して対応の徹底を命ずるとともに、お取引先や地域社会に対して宣言し、金融機関としての社会的責任を果たしてまいります。

② 反社会的勢力等のチェック態勢の強化

一連の不祥事件により、当信用組合における反社チェック態勢の強化および改善が急務である認識しております。

マニュアルや規程について見直しを図り、規程を厳格化する一方で、既存の反社チェックシステムに加えて、新たなチェックツールの導入も図ることで反社チェック事務の堅確化および厳格化を図ってまいります。

(3) 反社会的勢力に対する責任追及

一連の不祥事件において、不当要求などに関与した事実が認められた反社会的勢力に対しては、弁護士と協議のうえ、刑事告訴及び民事提訴の両面にて責任を追及していく方針です（弁護士との協議を開始済）。

(4) 取り組み状況の発信

今後の反社会的勢力の遮断への取り組み状況につきましては、当信用組合のホームページに随時公表するなど、組合員並びにお客様、地域の皆様などに広く発信してまいります。

V 令和7年11月17日（月）から12月16日（火）までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、命令発出日前に借入等の申込を受けている者を除く。）に対する融資業務の停止への対応について ●

今般の行政処分に基づき、令和7年11月17日（月）から同年12月16日（火）までの間、新規のお客様（既往取引のないお客様で、令和7年10月31日（金）より前に借入等の申込を受けているお客様は除きます。）への融資業務を停止します。対象となるお客様には、多大なるご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。業務の一部停止期間中においては、行政処分を遵守するため、同期間中の融資実行に係る稟議につきましては、全て本部稟議の扱いとし、融資部においてチェックを徹底して行います。

VI 全役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ、法令等遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施について ●

健全な企業風土を醸成するために、旧経営陣が引き起こした一連の不祥事件を厳粛に受け止め、過去の反省を今後の運営に活かしてまいります。

その第一歩として、反社会的勢力への対応管理をはじめとした法令等遵守態勢の構築に向けて、金融機関の職員として備えるべき知見を身に付ける必要があり、法令等遵守態勢に知見のある外部講師を招き、全役職員を対象とした法令等遵守などに関する研修を実施いたします。

(詳細につきましては、本文書3.(4)をご覧ください。)

VII 当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止の確保と、適切な受検・報告態勢の確立 ●

(1) 役職員の意識向上と企業風土の改善

旧経営陣らは、当局検査や第三者委員会の調査に対し、不祥事件の全容を隠蔽する目的から検査忌避や虚偽答弁、あるいは調査妨害を行うなど、極めて悪質な対応を行っておりました。

今後、役職員がこうした行為を起こすことのないよう、法令等遵守に係る教育を継続的に実施するなど、役職員に当局検査や当局からの報告命令に厳粛に対応する姿勢・意識を根付かせてまいります。

(2) 態勢と規程の整備

監査部が検査・報告命令に関する情報集約や対応方針の決定を一元的に担い、受検・報告態勢を整備いたします。その中で、「検査・報告命令対応規程(仮称)」を策定し、受命時から完了までの明確なフロー、担当者の役割、遵守すべき法令やルールを具体的に示し役職員への周知・理解を促し、役職員の検査・報告に対する取組姿勢や意識の改善を図ります。

(3) 実務プロセスの確立と強化

検査・報告命令に対する提出資料や回答原案は、一時作成者と上位管理者により、内容を徹底的にレビューする多段階チェック態勢を導入いたします。重要な報告や回答を役員が担う場合でも、他の役員が最終承認を行うプロセスを構築いたします。また、報告対象となる業務記録や取引データなどを正確かつ容易に検索や抽出ができる環境を整備し、報告命令に対し迅速かつ網羅的な資料提供を行ってまいります。一方で、必要な期間における書類や電子データを含む資料を確実に保全できる態勢も構築してまいります。

Ⅷ 公的資金の活用に係る特定震災特例経営強化計画の見直し ○

当信用組合は、本業務改善計画の内容に基づき特定震災特例経営強化計画の見直しを行い、金融庁に提出いたしました。

一連の不祥事件の反省を踏まえ、新経営陣においては、企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底を図ることで信頼回復に努めるとともに、中小規模事業者並びに個人の皆様への質の高い金融サービスの提供を通じて、引き続き地域経済の発展に積極的に貢献してまいります。

今後こうした取組みにより每期安定した収益を確保するとともに、今般の不祥事件の更なる真相究明を進め、損失額を精査した上で、公的資金の早期返済に向けて、返済財源を着実に積み上げてまいります。

なお、特定震災特例経営強化計画においては、このたびの2度にわたる業務改善命令に基づく本業務改善計画の策定に伴い、以下の項目について見直しを行っております。

- ① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況に係る常務会、理事会、監事会の検証によるガバナンス及び牽制機能の強化
- ② 不正融資事案の発生防止に係る融資案件の審査、管理の態勢強化
- ③ 不祥事件の再発防止を図るためのコンプライアンス態勢の確立
- ④ 理事定数削減や外部人材招聘等の経営体制の見直し
- ⑤ 不正融資事案の発生防止に係る監査態勢の見直し
- ⑥ 剰余金処分の方針（配当について）
- ⑦ 経営管理にかかる体制及び今後の方針
 - ア. ガバナンス体制（経営監視委員会について）
 - イ. 内部監査（反社会的勢力対応の関連規程等について）
- ⑧ 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針
 - ア. 内部監査体制（常勤監事および非常勤監事との連携について）
 - イ. 不祥事件の調査（特別調査委員会調査および今後の内部調査について）
- ⑨ 信用リスク管理の状況ならびに今後の方針
- ⑩ 流動性リスク管理の状況ならびに今後の方針

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

いわき信用組合 本部

電話番号 0246-92-4111

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）

9：00～18：00